

実 施 結 果

1 実施期間 平成19年8月9日（木）から平成19年9月20日（木）

2 提出状況

（1）内訳

	大人	子ども					合計
		小学生	中学生	高校生	不明	計	
意見提出者数(人)	392	31	12	9	4	56	448
意見件数(件)	435	64					499

（2）性別

男性	女性	不明
89人	327人	32人

3 提出方法

専用用紙	FAX	電子メール	封書等	シンポジウム	合計
312人	91人	13人	9人	23人	448人

4 意見の内訳

事 項	件 数
条例制定の趣旨（前文）	30
条例の目的	2（1）
定義	18
子どもにとって大切な権利	66（10）
子どもの権利を保障する責務	112（10）
子どもに関する基本的な市の取組	214（36）
推進体制の整備	6
その他	51（7）

※（ ）は子どもの意見

(1) 条例制定の趣旨（前文）（30件）

《全体の意見》（10件）

- ・趣旨に大いに賛成します。大人が子どもに接するとき、大人が子どもに生き方の見本を見せるとき、子どもを育てていくとき、その考え方が具体的でとても分かりやすいと感じた。
- ・前文は立派ですが、日本国憲法や国連子ども権利条約の理念に基づいていることを明記するべき。（4件）
- ・児童憲章「人として尊ばれる。社会の一員として重んぜられる。よい環境で育てられる。」ぐらいのすっきりした文の方が分かりやすいのでは。
- ・子どもが必要としているのは、親や大人から愛される関係、信頼される関係、育てられる関係、教えられる関係、指導される関係ではないか。（2件）
- ・子どもを権利の主体として位置づけているが、憲法や民法、児童福祉法、少年法等や愛知県青少年保護育成条例等は、子どもを保護の対象として位置づけており、これらの現行の法規に抵触する。（2件）

①条例制定にあたっての子どもについての基本的な考え方（15件）

- ・子どもについての基本的な考え方の中に、子どもを主体として受け止め、主体として育てるという概念を入れてほしい。（3件）
- ・子どもは未来の社会の一員であるだけでなく、現在も社会の構成員であり、社会は大人と子どもで成り立っている、一人ひとりが今の社会構成員であり、だからこそ権利は対等だとうたってほしい。
- ・子どもは、意見を自分の言葉でしっかり言えないことを大人が理解することが必要である。大人に子どもの気持ちを汲んでもらえるよう条例で踏み込んで書いてもらえないか。大人の聞く力を育てることも必要。（4件）
- ・自分や他の人の命の尊さを知る、他の人の個性や意見も尊重することを知る、社会の一員として自立する力を身につけ、未来を担っていく存在になる。年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言う力を持っている。これらは全て倫理、道徳、公共心、協調性等の規範意識を育てて心を成長させることによって生じる内容であって、健全育成の土台があって実現できるものである。
- ・「大切にされ～愛され～信頼されることによってこそ、命の尊さを知ることができる」とあるが、大切にされなければ、信頼されなければ、命の尊さを知ることができないのか。また、「・・・尊重されることで・・・知ることができる」となっている。前の条件文だけが、あとの文を規定するような印象を受ける。それだけに限定されない、子どもの自由な成長を見守ることが必要ではないか。（2件）
- ・「自分らしく生き、将来への夢を育み、その個性や～、他の人の個性や意見、生命を尊重～」と下線部を追加していただきたい。これによって、子どもが自分と他人の生命の大切さを実感することの重要性を少しでも表せるのではないか。
- ・3つ目にある「適切ななかかわりの中で育ち、学ぶ」を「適切ななかかわりの中で育ち、遊び、学ぶ」とする。（遊びが学びを阻害するかのように考える大人がいるため。）
- ・大人のみる子ども観だけが強調されているが、子ども自身の意見や考えをどう尊重していくのかという観点がいないのではないか。

・「基本的な考え方」の表現は、自己肯定感をイメージできる表現だと思う。自己肯定感の低い日本の子どもたちだからこそ、自己肯定感を高めることのできる環境を整えることが、大人にとって重要な責務。

②子どもを取り巻くすべての人・団体（市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者）のかかり方（４件）

・「子どもの視点にたち～子どもの育ちを支えていく必要がある」を削除してほしい。あたかも子ども自身が主体的に自分で育つかのような表現であり、親や大人はそれの単なる補助役という捉え方であり、育児放棄や責任回避を正当化させる。

・「常に子どもの視点に立ち、子どもとともに～支えていく必要」という言い方は実現可能かと思わせる課題を大人に課している。「子どもの視点に立ち、～支えるよう努める必要」と理解できないことを前提とした書きの方が受け入れられ易いのではないか。

・「主体的に取り組む」を「子どもが主体的に取り組むことを支援し」とする。（子どもの条例は、単に子どもを大人が守るだけではなく、子どもが主体者として生きていくことを社会が認めるものであるため。）

・子どもを取り巻く全ての人・団体が相互に協力しあう工夫・努力が現在ほとんどされていない。公私の枠をとりはらい協力する関係づくりが必要。

③市の意思表示（１件）

・「市と市民が一丸になって」などの言葉を入れて、広く名古屋市民全体が関わることを明示してほしい。

(2) 条例の目的 (2件: 大人1件、子ども1件)

・「子どもの視点にたった」という部分が理解できない。大人が容易に子どもの視点に立てるのか。アンケートや子ども集会のような形で出される意見を想定されていると思うが、子どもの意見や観点もいろいろあり、子どもの視点が容易に把握できるかのような書き方は避け、「子どもの意見を充分に入れ」とか「子どもの視点から見ても将来の夢を育める名古屋」などにしたらどうか。

☆子どもの意見

・「子どもをみんなで支援するまちの実現」をめざすと書いてありますが、「保護者から育てられる又は、家族が守られるまちの実現」がよい。

(3) 定義 (18件)

①子ども (12件)

・「概ね18歳未満の者をいう」に非常に違和感がある。15歳までの義務教育年齢までであれば、骨子に記載されている子どもの権利や大人の責務について納得ができる。

・18歳までとするのに違和感を覚えるし、年齢幅が大きくなるほど条例作成は難しくなる。

・15歳までにしたほうが良い。ニートなどは別問題だと思います。

・中学生以下を対象とした規定を設ける場合においては、「16歳未満の者」とはせず「15歳未満の者」とした上で、実際の運用においては、15歳以上16歳未満の義務教育修了前については「15歳未満」とみなす事としてもらいたい。

・但し書きを付け加えることに賛成。義務教育の15歳までという意見には反対。

・18歳以上にも必要な配慮があるというが、それは20歳までなのか、30歳でも子どもと言えるのか、そのあたりがよく分からない。

・18歳未満となっているが、選挙権は20歳。子どもとは何歳までなのか。

・18歳以上の若者への支援は別項目とした方がよいと思う。「子ども」「18歳以上の若者」など。

・フリーターやニート等の18歳以上も入れるのはいかがなものか。18歳未満だけでよいのではないか。

・「18歳以上の者についても、必要な配慮がなされるものとする。」は、子ども条例には適していない。フリーターやニートの問題は、成人として考えていかないといつまでも甘い考えの大人が増え続ける。本当に大人が手がけていかないといけない18歳(高校生)までを条例の対象にしたほうが良い。

・フリーターやニートは「子育て」というよりは、「福祉的、就業的支援」の意味合いが強くなることから、この条例では含めるべきではない。だからといって重要な課題として捉えていないわけではなく、個別具体的に的確な対応をすべき。

・定義のなかに胎児は含まれないのか。妊婦が救急車で病院をたらい回しにされて、胎児が亡くなるという事故がおきている。市外からも受け入れられる体制がとれていて、すべての妊婦さんが救われるようになってほしい。

②保護者

意見なし

③地域住民等 (2件)

・地域に属する住民及び団体でなく、地域に存在する住民及び団体としてほしい。

・事業者も広い意味で地域住民と考える視点は新鮮である。

④学校等（４件）

- ・子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、または入所する施設でなく、子どもの育成又は教育を目的とする活動を行う機関としてほしい。
- ・「学校等」では、児童福祉施設をイメージしにくい。全国的に進められている子どもの権利条例づくりは、教育や福祉、医療、司法といった従来専門領域ごとに進化してきたものを「子どもの権利保障」をキーワードに、領域を超えて、領域同士結びついて保障していこうとする考えのもとに展開されるもの。さまざまな領域からみて理解しやすい共通の表現にすることが大切。たとえば「子ども施設」「子どもが育ち学ぶ施設」等 とするとよい。
- ・「学校等」を「子どもが育ち学ぶ場」とし、学校、幼稚園、保育所、児童福祉施設、その他とする。
- ・「学校等」に障害児施設を記述し、明確に位置づける。

(4) 子どもにとって大切な権利 (66件: 大人56件、子ども10件)

《全体の意見》(37件)

- ・全体的には広く市民に感じて暮らして欲しい子どもにとって大切な権利について書かれていてよい。
- ・子どもにとって大切な権利とは何かという問いに、あらためて分かりやすく説明されている点がよい。
- ・権利の内容で、発達に関して少し触れているが、「心身の発達に困難さや障害を持っていても、家庭環境・経済状況に関わらず、全ての子どもに、それぞれの権利がある。」ということ盛り込んでほしい。
- ・生まれる前の胎児については生まれる権利及び胎内での命が大切にされる権利の保障がない。(3件)
- ・①良心に従って行動すること ②自分を取り巻く周りの人と助け合うこと ③社会のルールを守ることなど子どもの行動基準を設けるべき。
- ・保護者の収入の少なさによって起きる子どもの悲惨な問題が増大していること、性別はすべての子どもに関わることを考慮して、「性別、障害や民族、国籍、保護者の貧富の差」にする。
- ・「障害や民族、国籍、性別にかかわらず」という点がとても大事。子ども同士は、何のわだかまりを持たないが、大人の偏見によって差別が生まれているので、指導する立場の大人、特に小中学校の教師には、最高の人格者でいてほしい。
- ・「平和的な国家及び社会の主権者として育つ権利」、「真理と正義を愛する社会で育つ権利」、「子ども会、児童会、生徒会など、子どもの自治会が組織され自治能力を養う環境が保障される」としてほしい。
- ・信仰の自由を入れていただきたい。
- ・子どもの権利は大切だが、権利という言葉だけが先行し過ぎるのは危険。「幸せになる権利」は皆持っているが他の人に迷惑をかけたり、社会のモラルに反するのは良くない。
- ・基本的なことだが、権利とは何かという共通理解、子どもにも分かりやすい定義が必要ではないか。
- ・子どもにとって大切な権利とあるが子どもの権利とは何か。抽象的、概念的表現であり明確な説明がされていない。子どもの年齢に応じた権利を保障するとしても同様である。誰が何を持って年齢に応じた権利とみなすのか曖昧であり、恣意的に解釈され、家庭や学校、地域社会で子どもの権利の名の下にかえって子どものためにならない事態も起こしかねない。(4件)
- ・子ども達に生きる権利やありのままにいる権利、プライバシー権などを教えても、果たして親子関係は良くなるのか。(2件)
- ・子どもの権利を保障するということは、即ち、社会の一員とみなすということか。大人と同じような市民権を子どもにも持たせるということには、非常に不安を感じ、子どもは大人と同じように責任はとれないので大人と同じような市民権を与えることには賛成できない。(2件)
- ・あまり権利を主張しすぎると怖いものがある。子どもは親の保護のもと、未成年としてまだ大人と同様の権利の責任はとれない。保護される権利、教育を受ける権利は当然守られなければならないが、権利を主張しすぎて、両親、大人、先生の教育に対し、子どもが言うことを聞かなくなる。家庭、社会、学校のルールを守れなくなるのでは。(2件)
- ・ただでさえ今の子どもは一人っ子等の事情で親に甘やかされて育てられ、その我がまま度も強い状態のなか、さらに権利まで与えてしまうと一体世の中がどうなってしまうのかとても心配。
- ・権利だけが満たされても子どもの幸せは実現できとは思わない。

- ・子どもの基本的な権利は、保護者・大人から保護を受ける権利、教育を受ける権利の2つの柱である。本来、子どもは健全に育成されなければならない。優しさやたくましさを身に付け、人を愛し、郷土や国を愛し、文化や伝統に親しみ、世界の平和を願い、自然を大切に作る心、社会や公共のために役に立とうとする心を養い育てることと、社会のルールを遵守し、権利と義務の関係を学ぶことが重要。(11件)
- ・子どもの権利の必要性が叫ばれてきた背景を説明すべき。

①安心して安全に生きる権利（6件）

- ・「経済的に生活が保障されること」など、経済面での取り組みをうたって欲しい。とくに義務教育以後の若者の生活が、経済的不利な状況にならないような施策を進めることを保障するため。
- ・「安心して安全に生きる権利」あるいは「豊かに育つ権利」のいずれかに、「都市環境のなかでも自然の恵を最大限受けて育つこと」を盛り込んでいただきたい。(2件)
- ・安心・安全の最大の保障は「平和」でないか。
- ・命が守られることも、安全な環境も、経済的基盤や住まいが確保されてこそ守られるもので、現在問題になっている「貧困から守られること」を盛り込んでいただきたい。
- ・「あらゆる差別や～」とあるが、「国籍・障害などあらゆる差別～」と具体的にし、「差別から守られ、差別によって～」とする。

②一人ひとりが尊重される権利（5件）

- ・「子どものプライバシーを守る」とはどういうことを指すのか。川崎市の子ども権利学習資料には、子どもの友達の名前も子どものプライバシーとして、親の干渉を排除させるような内容がある。家庭教育や親子関係に重大な亀裂を生じかねない。
- ・だれもが集い遊び、幅広く利用するビオトープ、水、鳥、虫等、人とのふれあいが自然にできる地域の公園があるとよい。遊ぶ子どもが主体的に参画して、大人達と共同で公園づくりができ、その過程においてこそ、一人ひとりが尊重される権利が実現できる。
- ・「ありのままの自分が肯定されていると実感し」の部分は、「共感的に理解 されている、受容されていると実感し」の表現が良いのでは。よりよい自分になりたくて、悩んでいるのに、ありのままの自分でいいんだと言われてたら、成長しなくていいみたいに言われているように感じる。
- ・プライバシーの中に「名誉」も入るのではないか。「不名誉」だって守ってほしい。
- ・集団が大きくなればなるほど、個性や人格が尊重されなくなるのではないか。みんなと同じようにできないと仲間はずれになってしまう。

③豊かに育つ権利（6件）

- ・「遊んだり、休んだり、のびのびと育つ」権利があるが、これらが権利として見なされてしまえば親や大人が子どもに対し健全な育成を願って教育しようとしてもかえって困難な状況になる危険性がある。
- ・「遊んだり～」を「学ぶこと」の前に持ってくる。(子どもにとって学びは、遊びや育ちのなかから始まるため)
- ・「豊かに育つ権利」に「遊んだり、休んだり、のびのびと育つこと」があげられているのはよい。しかし、項目としてあげるのであれば、第1項目とすべき。「学ぶこと」を第1項とするのは、健全育成的な大人の側

の発想である。

- ・失敗しても何度でも学ぶことができることを条文にすると子どもは勇気づけられるのではないかな。
- ・子どもは遊びを通して様々なことを学び成長していくものだ日々感じており、育つ権利において遊びの大切さをもう少し明確にしてほしい。
- ・年齢や発達段階に応じて、発達を保障する適切な環境が必要。

④主体的に参加する権利（２件）

- ・「～子どもの声を生かす」と参加権はかなり隔たりがある。
- ・自分が決められる権利も入れてほしい。「意見が反映される」の反映のなかに誰かの意図が入るのではないかな。

☆子どもの意見（１０件）

- ・一人ひとりの条件に合わせていろんな権利のあることが改めて分かった。虐待やいじめは信じられない。この冊子を通して改めて考えることができた。
- ・この冊子に書いてある権利は、大切な権利である。「良い家族がいる家庭で育てられる権利」が子どもにとって一番。安心できる家庭があれば学校の勉強も部活動も楽しくなるし、良い友達もできると思う。そして、小学校6年間、中学校3年間の合計9年間は親を心配させない程度に学校へ通って勉強する義務を果たすのが子どもができる責任。（４件）
- ・権利について考えてみました。「安心して安全に生きる権利」家族と仲良く暮らすことができる。②有害情報から守られ、健全な生活を送ることができる。「一人ひとりが尊重される権利」①倫理、道徳、規範意識を身に付けることができる。②協調性をもって学校や施設の中で行動できる。「豊かに育つ権利」①小学5年、中学2年の野外教育などで自然に親しむことができる。②日本の伝統、文化及び外国の文化に触れて学ぶことができる。「主体的に参加する権利」①公共心をもって人のため社会のために役立つことができる。②親孝行の気持ちで家のお手伝いをするすることができる。
- ・1日1時間遊ぶ権利を保障することを条文にすることによって、親に訴えることができる。
- ・安心して安全に生きる権利とあるが、安全面から公園での遊びが制限されたりする。プライバシーを守ることから卒業アルバムに友達の住所が書けず不便である。権利に束縛性を持たせないでほしい。
- ・携帯電話、インターネットなどからの不適切な情報が多いので、「大人になって正式に結婚をするまで純潔が守られる権利」が必要。
- ・「子どもの権利」がたくさん羅列されている。社会全体として子どもを大切にという事で、子どもの権利を認める視点だけが強すぎる。もっと子どもに「身につけさせる事柄=しつけ・我慢・心がけ・礼儀など」をきちんと書き込むべきである。子どもを大切にする事=子どもの権利を認めることではないはず。

(5) 子どもの権利を保障する責務 (112件: 大人102件、子ども10件)

① 共通の責務 (41件)

- ・熟考された条例だと思う。あらためて子どもの事を考え明記することは、子どもに関わらない人達にも次代を担う子どもの大切さを理解してもらえるはず。
- ・保護者の責務、地域住民等の責務、学校等関係者の責務、事業者の責務などがあげられているが、機能させる仕組み・仕掛けがないと、せっかくの意義が薄れる。
- ・「～努めなければならない」では責務がぼやけるのでは。
- ・社会全体で子どもを見守っていける環境をつくるのが大切なので、相互の連携は必修。
- ・子どもが安全に過ごせる環境は最低限の権利であり、子どもが安心できる場所の確保、それを見守る指導員の確保など行い子どもを守っていくのが大人の義務。
- ・国連の2度にわたる勧告の背景にある夜遅くまでの塾通いと受験の競争主義と体制、学校とりわけ中学校の管理的な体質、子育てに関わりにくい男親の勤労実態の元に暮し親子関係さえ持ちにくく、親から学べない、親から安心を貰えない子どもの現実にとって、大人が何をすべきなのか具体的に記述していただきたい。
- ・障害があったり、保護者に恵まれない子ども、不幸な環境の下などで精神的成長が阻まれたときに、触法や非行をした子どもへの援助のあり方について、大人として、社会として何をすべきなのか明確にしておくべき。
- ・特別なニーズのある子ども・家庭への支援を追加していただきたい。
- ・親や地域について、倫理観をもってきちんとする「しつけ」と「暴力」は同じであってはならないが、各家庭の子どもの「しつけ」に対する考え方はいろいろであり、体罰でなくても「親などが子どもにきちんと注意することは子どもに苦痛なのでやめるべき」などという間違った方向性になることを避けるべき。(2件)

【子どもの権利と義務について】

- ・子どもに責務を権利の代償に求める意見もあるが、子どもの権利は生まれながらにして無条件に保障されるものであると考えているので、子どもに責務を求める条文を入れないでほしい。
- ・子どもを守る条例なのだから子どもの責務を示さなかったという姿勢はすばらしい。
- ・子ども達が互いの権利を尊重しあうことの大切さを大人が教えるべきとの考えから、子どもに義務を掲げない考えに賛成。子どもに義務を課すことは決して互いを思いやる心を育てることにはならない。周りの大人が子どもに豊かな人間性を育むよう努めるのを責務とするのがよい。
- ・子どもの権利を条例で取り上げることは、憲法、国連子どもの権利条約に立脚するものであり、子どもを主権者とする人権(自然権)を言っていることを明言すべき。
- ・一定年齢に達した子どもには、権利に対して義務が付いてくることをしっかりと教えることが、「子どもを守る」ことであり、これこそ「大人の責務」である。(3件)
- ・子どもに対して、「権利を主張するなら義務もある」といったことが分かるよう充分な配慮が必要。
- ・子どもの権利だけを主張して、義務を果たしていかない子どもになるような気がする。(4件)
- ・権利と義務を等しく文言に盛り込むべき。(11件)
- ・子どもについて条例を考えることは大変良いが、権利と義務では義務が先ではないか。
- ・「子どもの責務」がないのは理解できない。自分の権利だけを主張して、義務を果たさない子どもを目

指しているものと思われる。家庭や学校、地域社会におけるルールを守ることの大切さを教えることが重要。(4件)

- ・子どもの義務として、「学校では、校則を守り協調性をもって生活する。」を盛り込むべき。(2件)
- ・権利には義務と責任が伴うこと、また、その前提条件として倫理、道徳観を身につけことが大切であることを大人が教えるべきで、これを共通の責務に掲げなければ不完全で中途半端な条例になる。

②市の責務（8件）

- ・「子どもにとって最善の方法は何かを考え」の部分で、考えるだけではなく、「最善を尽くし、その方法をとり」としてほしい。
- ・「市は、子どもの権利を保障するため、名古屋市のあらゆる条例について、子どもの観点から整えなければならない。」という一文を盛り込んでいただきたい。
- ・子どもが健やかに育つ環境を守るために、条例の整備、事業者への規制などを進めることを盛り込んでいただきたい。
- ・国際都市名古屋と考えた場合、世界の市民として子どもを育てることが有効ではないか。
- ・子どもの権利のため、保護者、地域住民等と相互に連携・協働することは、もちろん必要ですが、子どもを守るために市にある程度の権限が与えられてもよいのでは。
- ・この条例を実効あるものにするには予算がともなう。
- ・だれもが平等に様々なサービス、支援が受けられるよう、事業者や学校等関係者に必要な財政的援助を行うべき。例えば、市が労働時間等を規制し、守られている事業者へ財政援助を行うなど。
- ・必要な財源を確保するためには、名古屋市の他分野の施策を見直しが必要になるが、安易な福祉施設の民営化補助金削減は、児童の最善の利益の保障を妨げることとなる。

③保護者の責務（15件）

- ・子を生んだなら育てる責任と義務の第一は父母であることを明確にし、親としての自覚をもっと強調するべきではないか。また、子を持った大人としての最低の社会的マナーも知らない、守らない親の多い社会において、最低限守らなければならない社会のルール・社会常識をあえて訴えるべきではないか。保護者の責務を最初にもってくるべき。
- ・昔と比べると子ども達の善悪の判断、道徳、しつけ等が低い。それは家庭が原因となっているのでは。親が親という責任放棄しているから子どもに対しての愛情が行かず、非行に走ったり、心の病気になる子どもが多いのでは。子どもの権利以上に家庭の方にベクトルを向けるべき。
- ・「保護者は、就学前の子どもに対して家庭の中で、決まりを守ることの意義や大切さ、道徳心、お手伝いを通して助け合うことの大切さを身に付けさせなければならない。」という一文を盛り込んでいただきたい。(2件)
- ・大体の家庭は、父親が家計を支えているため、育児、子育ては母親任せになりがちなので、そういった中で「父親」という存在を見直すべき。
- ・第一義的な責任を有する保護者が不倫、夫婦喧嘩、別居、離婚をした場合は確実に子どもの基本的な権利を奪うことになる。(3件)
- ・子どもの視点で条例ができ「子どもは地域の宝」と思えるような社会的意義が提唱された時、希薄化さ

れている人間関係、地域のつながりを見直すために忘れてならないのは「保護者の責務」＝大人の責務である。(2件)

- ・子どもの権利を並べるよりも子どもが善悪を理解し、人に対する優しさや責任感、強さを身に付けることができるよう親に対する義務を明確にするべき。
- ・考え方によっては言い逃れできそうな文面に見えるので、表記を強くしてほしい。(2件)
- ・子どもの権利ばかり主張して、肝心の責任を果たさない親が気になる。
- ・発達に応じた養育について具体的に示してほしい。

④地域住民等の責務（8件）

- ・「子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもの支援に努めなければならない。」について、地域が主語ならば「子どもの支援」というより「そういった環境作りが必要」といった表現がふさわしいのでは。
- ・「子どもとともに地域活動を行なう」と、地域活動に言葉を限定してしまうと、いわゆる子ども会などの活動に関わっていない子どもが排除されてしまうように読める。「子どもも地域の一員であることを認識し、子どもとともに地域社会をつくる」などとしてはどうか。
- ・子どもを社会全体で育てようという取組はとても良いが、子どもを狙った犯罪が多発しており、子どもを親だけで守ることには限度がある。是非、地域の大人が子どもを守ろうと意識をもって協力していただきたい。
- ・地域住民による、子どもの支援、参画、安心安全な地域づくりの活動について、責務に掲げることに違和感がある。
- ・地域のお祭りなど、子ども向けの行事があっても大人が企画し、子どもの意見は取り入れられない。子どもが参加(意見表明)できるよう明文化してもらいたい。(3件)
- ・地域活動を子どもとともに「行う」とありますが、ともに「考える」ことも必要ではないか。子どもと意見を出し合いながら豊かな地域を作っていくことが、これまでの地域活動では足りなかった部分。

⑤学校等関係者の責務（16件）

- ・子どもたちに明確な義務を与えずに権利ばかりを強調する条例ができれば学校は崩壊し、更に理不尽な要求をする保護者も増加しているので現場は大変になる。(4件)
- ・学校は子どもの学力に全責任を負うべき。
- ・子ども達にとって学校生活の重さをもっと大人は知るべき。子ども達のヒアリングによると、学校現場では、教師と生徒が民主的な学校をつくっていくためには話し合いが不可欠である。「学校等関係者は、子どもの権利について十分に研修を積んでおくべきである。」「学校等関係者はよりよい学びと育ちの環境づくりのために話し合う場を確保し、子どもや保護者が学校運営について意見を表明する機会を設けるよう努めなければならない。」を盛り込んでいただきたい。
- ・子どもの権利と学校との問題は、学校側が抜本的意識改革をしなければ解決しない。
- ・学校の責務は、「努める」となっているが、もっと強い表現にするべき。
- ・子どもの遊ぶ権利の保障を加えてほしい。
- ・学校へ行けない子・軽度の障害者・外国人の子どもなど特別の援助や支援が必要な人々にこそ個別

の支援計画が必要でないか。

- ・地域の子どもに一番近く、一番影響力を持つことができるはずの教員が、PTA総会に出席していない。教員は必ずPTA活動に参加するべき。教員は子どもに対しての責任を全うするよう、明文化するべき。

- ・地域活動への理解と支援をお願いしたい。特に学校には地域活動の広報をもう少し融通を利かせてもらえると、地域活動が活発になる。

- ・児童の権利に関する条約を批准した時、当時の文部省は、学校現場の混乱を懸念して、「学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。」という通知を出した。つまり、日本としては、児童の権利に関する条約は、その文章の通りに解釈しないということなので、そこをよく考えていただきたい。(2件)

- ・子どもがより良く育つために、学校・教師の責務は重い。しかし、多様化している親の価値観に振り回されては、学校そのものの果たす役割や責務ははたせない。

- ・子ども条例が、親による責任ののれや学校批判のよりどころとならないことが大切。

⑥事業者の責務（14件）

- ・「事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、従業員に対し仕事と子育て家庭を両立させるための働き方・生き方に対する意識改革を促したり、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう職場環境づくりに努めなければならない。」と変更していただきたい。

- ・子どもにとって理想的な家庭環境は、第一に両親が幸せであることが大切。そのためにも父親のワーク・ライフ・バランスが保障されること、母親も仕事を続けられる仕組みを整えてほしい。(4件)

- ・幼児を育てている母親は、なかなか雇ってもらえないとよく聞くので、この部分を大きく取り扱っていただきたい。

- ・子どもたちのヒアリングのなかで「事業者」というのが大変分かりにくいことが分かり、「企業等事業者」のような具体性を帯びた言葉のほうが市民には伝わりやすいと思うし、働く現場においても効力があるので。

- ・地域活動への理解と支援をお願いしたい。(2件)

- ・事業者には、その事業が子どもの成長、健やかに育つ環境に特に配慮したものになるよう努める義務を盛り込んでいただきたい。

- ・「事業者の建築物によって、子どもが育ち学ぶ場の環境(日照、騒音等)が損なわれないように努めなければならない」を盛り込んでいただきたい。(2件)

- ・「有害環境、有害情報に対して、子どもの健全育成に配慮しなければならない」を盛り込んでいただきたい。

- ・事業者と若者層の関わりも重要だと思う。すべての事業者がこの条例の趣旨を理解し、活動してくれるよう望む。

☆子どもの意見（10件）

【共通の責務】

- ・子どもの権利はいろいろあることは良いが、権利に伴う義務とか責任がないのは疑問。これでは自分勝

手な子どもをみんなで支援するまちになる。(4件)

【市の責務】

・携帯電話は子どもにとっては、便利な反面、害の方が多いです。大人たちが、子どもの育ちについて考えてくれるなら携帯電話の所持、使用は18歳以上として、悪い情報やいじめメールから守られる権利を保障してほしい。

【保護者の責務】

・親が不倫をしたり、離婚をしたりすると子どもにとって大切な権利の多くが失われるので、保護者の責任として明確にしてほしい。

・保護者の責務で「保護者は責任をもち、子どもを守り育てます」に追加するかたちで、「したがって大人の勝手な都合で不倫をしたり離婚をすることは許されない。」と書くべき。家族の価値とか大切さをアピールすることで子どもの権利が守られると思う。

【学校等関係者の責務】

・僕の施設は、もっと子ども達の気持ちを聞いてほしい。1か月に1回全員で話し合う場を子どもと大人でもうけるべき。

・学校等関係者の責務のなかにある、「学ぶ環境づくり」とあるが、どのような環境をつくるのか具体的に書かないと学校等の関係者は分からないのではないかな。

【事業者の責務】

・事業者の責任として人の心に悪影響を与える商品とか、情報を販売したり、流したりしないようにしてほしいです。

(6) 子どもに関する基本的な市の取組 (214件: 大人178件、子ども36件)

《全体の意見》(7件)

- ・子どもに対して、いろいろな責務や取組をすると書いてあるが、どのような行動をとるのか例を書いてほしい。(3件)
- ・市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者に対して有害環境、有害情報から子どもを守り、子どもを健全に育成できるように支援措置を講ずるべき。
- ・子どもを社会全体で支援するまちの実現をめざし、子どもの参画や市民の参画に関わる具体策をさらに丁寧に提案していただきたい。
- ・子どもたちの育つ権利、環境などを守ろうとする市の取組は素晴らしい。しかし条例により、子育てのことを考えると広報するだけでは、この条例をつくる意味はない。子どもたちのために守るものは何なのか。どのレベルまで認めるのか。もし条例違反があった場合の罰則はあるのかなど細かいところまで定めてほしい。
- ・この条例の意義を子どもにも大人にもわかるように伝えること。

①子どもの権利の普及等 (29件: 大人27件、子ども2件)

- ・市民の関心を高め、広報することにとどまらず、事業者の関心を喚起し、事業活動の見直しをすすめるよう、市が働きかけることが必要。必要に応じて条例の見直しも市の責務。
- ・市は、「市民の関心を高める・・・」と漠然と市民を対象としているが、実際は保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者との連携で行なわれる。そのことを考慮し、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者への普及について、入れることが必要ではないか。
- ・子どもにも理解しやすいように工夫(マンガなど)してほしい。(4件)
- ・条例を社会の隅々に浸透させるためには各主体への広報と条例の実現をお願いしたい。(17件)
- ・子どもや地域社会にどのようなメリットがあるのか広報が必要。
- ・子どもの権利の普及について、日頃そのような活動をしている団体と連携して取り組んでいただきたい。
- ・地域では、全てにおいて高齢者が優先しがちなので意識を変えていただきたい。
- ・名古屋市も1事業者として職員が子育てしやすい環境を持てるよう先進的な取組を。

☆子どもの意見

- ・どんな年齢の子どもでも意味や読みが分かるように何種類かのチラシをつくってほしい。(小学生低学年、高学年、中学生用など) 条例などは文章が難しくなりがちなので子どもたちが自分の権利について分かるようにしてほしい。目の見えない子どもたちのために点字表記のものもあるといい。地域や市が子どもたちを守ってくれるというところがとても嬉しかったので、この条例を子どもだけではなく、大人にも読んでもらい子どもの権利について広く知ってほしい。
- ・子ども条例自体はよい。あとは市がこれを広報し、支援などの取組をしっかりしてほしい。

②虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済（２１件：大人１５件、子ども６件）

- ・虐待等で児童相談所へ情報が入った場合の責任体制のマニュアルづくり、米国のように48時間以内の解決に持っていく体制を。
- ・虐待・体罰・いじめの防止はもっと具体的な対策をつくってほしい。学校でおきていることが多いが、学校だけの対応では解決できないのではないかな。
- ・虐待の疑いがある子どもが増えているなかで、児童相談所の職員一人あたりの件数はかなり増えているため、必要な機関に必要な人員を配置してほしい。（２件）
- ・条例を実効性のあるものにするためには、子どもへの福祉の充実が必須。市の福祉行政の充実について言及してもらえないかな。

【救済機関】

- ・大人が責務を守っていないときや子どもの権利が侵害されたとき、子どもの味方になる相談先（権利擁護委員など）を設けて、保障を確実にするべき。（９件）
- ・救済機関の構成員は、「児童憲章、児童福祉法、児童の権利条約に造詣のある弁護士、研究者、実践家、親（市民）で構成し、行政機関から独立して権限を行使する。」救済機関とされたい。

☆子どもの意見

- ・虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済について、本当に市は私達を守ってくれるのか。これまで私の周りでいじめがあった時、全部を先生が対処して下さったわけではない。能力がある（生徒が信頼できるような）先生を市が育成する必要がある。そうすれば、子どもにとって大切な権利は守られていく。
- ・子どもたちが虐待、体罰、いじめにあったとき、相談したいときなどにどうすればいいか、どこに行けばいいのかを子どもたちに分かるようにしてほしい。
- ・いじめや体罰について、世間一般的には排除するものとなっているが、なかなか無くならないのが現状。でも体罰は条例にすればなくなると思う。なぜなら条例にすれば体罰への監視がさらに厳しくなるからだ。いじめは条例にすれば周囲の意識が高まり、迅速な対応などができるかもしれない。今も電話相談などがあるがもっと充実したものなれば（例えば学校ではカウンセラーだけでなく、一人ひとりの先生の意識を高める又は義務づける。）さらにいじめは防止できる。
- ・虐待、体罰、いじめなどの相談などの対応をしてけるとすごく心強い。
- ・友達にいじめられ、学校に伝えましたが、いじめてくる子どもの言うことだけを信じ、自分の思いは受け入れてもらえず学校へは行けなくなった。何も守ってもらえなかった。何とかしてください。
- ・いじめた子ばかりせめるのではなく、どうしていじめたのかも必要。

③子どもへの支援（３３件：大人２５件、子ども８件）

【子どもの居場所づくり】(7件)

- ・「居場所」と「体験の場」を分ける必要があるのか。例えば「子どもが安心して安全に過ごし、遊びや体験、安らぎの時間などを通して、豊かに育つことができるような、多様な場所づくりを進める。」など両者を組み合わせたものにした方がよい。
- ・居場所の確保について、ひとり親家庭、共働き家庭などが他の家庭の子ども達と差がなく過ごせるような工夫、働きかけを市が率先してほしい。また、就学前の子を中心にして考えているような気がするので、きちんと18歳未満の子すべてが満足する内容にしてほしい。
- ・「子どもが安心して安全に過ごすことができるための専門的な知識、技能をもった人と豊かな人間関係を育むこと、そしてそれが保障された施設、空間を確保する。」というように具体的な目標を置いてほしい。
- ・居場所をトワイライトスクールのように学校内ばかりを考えるのではなく、学校以外の場所も必要。子どもにとって地域の中で安心して過ごせる場所があることを保障してほしい。それが、年齢や発達にふさわしい、安心して安全に生きる権利へとつながる。
- ・安心して安全に過ごすだけでなく、遊びの居場所づくり、楽しく学ぶ学校づくりを位置づけてほしい。
- ・子どもの居場所や遊びや体験の場があるとよい。
- ・居場所作りは大切だが、それに関わる人を増やしてほしい。

【遊びや体験の場づくり】(18件)

- ・マンション建設に伴い空き地が少なくなっており、市は空き地を借りて地域の子どもの遊び場として確保すべき。
- ・遊び場を整備してほしい。(5件)
- ・遊びや体験の場づくりに関して、学校の校庭の積極的な開放を。
- ・今の子どもは学校教育のなかでストレスをためている。体を使ってのびのびと遊べる場所があれば心も豊かになるし、物がなくても子どもは自発的に遊びを考える。遊びを通じてたくさんのことを学べる場所を考えていただきたい。(3件)
- ・特定の場を設けることを想定されるが、子どもが日々の生活を送る地域社会が「遊びや体験の場」そのものになるような、社会づくり、まちづくりをしてほしい。
- ・障害のある子どもも、いろいろな体験ができ、地域で参加できる場がほしい。
- ・キッズニアのようなものをつくってほしい。
- ・プレーパークをつくってほしい。(3件)
- ・公園に乳幼児向けの遊べる場所をつくってほしい。
- ・大人の都合で子どもの遊び場をなくさないでほしい。

☆子どもの意見（８件）

- ・私たちのためにいろいろな取組をしていることはあまり知りませんでした。もっといろいろなふれあい場などをつくってほしい。
- ・居場所や遊びや体験の場作りは非常に良いこと。
- ・元気に遊べる公園がもっとたくさんあるとよい。（２件）
- ・野球やサッカーをしたいので広い場所がほしい。休日は学校の校庭を使わせてほしい。
- ・公園のなかでたばこを吸ったり、グラウンドで野球をしては困る。子どもたちが遊んでいる近くで、犬にリード等を付けずに散歩させている人や犬のフンの始末をしない人達に罰を与えてほしい。
- ・公園で遊びたいが、大きいお兄さんやお姉さんがボールで遊んでいるため遊べない。いつでも遊べるようグラウンドと遊具の場所を分けてほしい。
- ・私の居場所は図書館。私が友達と一緒にいくと必ず本を読む席がありません。もう少し席をつくってほしいです。パソコンが自由に使え、子どもでも自由に入れる場所がほしいです。

④子どもの参画活動の促進（５件）

- ・子どもが主体的に参画し、その意見が反映される仕組みを、市だけでなく、区・学区レベルでもつくるよう、市が率先して推進していくべき。（２件）
- ・子ども会議のメンバーがどのように活動し、計画の策定の際、意見表明としてどのように関与するか不明。
- ・子どもが参画するにあたり、どのような場で話し合い等の時間が設けられるのか。学校・学級単位で取り組んでほしい。
- ・子どもの意見が反映されるためには、子ども会の存在は必要不可欠。

⑤子育て家庭への支援（１件）

- ・地域活動に無関心になってきており、地域のことを充分できそうな年配の方々は、若者に甘えている状況であり大変苦勞している。市は、年配の方も出来ることはなるべくやってもらおうよう啓発してもらわないと少子高齢化社会のなかで子育てに無理が生じる。

《関連する意見》（１１８件：大人９８件、子ども２０件）

- ・子どもを育てるうえで小さな疑問や悩みを気軽に相談できる親や親戚が身近にいない場合、経験のある人からアドバイスもらえる機会がほしい。
- ・育児相談や遊び場の曜日を指定せず、毎日行けるようにしてほしい。
- ・急な子どもの病気に対応できるよう、病児・病後児デイケアの実施か所数を増やしてほしい。（４件）
- ・雨や暑い日など外で遊べない時に屋内で遊べるスペースがほしい。（５件）
- ・身近に子どもが安心して遊ばせる施設がほしい。（７件）
- ・親子同士の交流の場が少ない。（６件）
- ・母親と子どもと一緒に参加するイベントは最近増えているが、父親と子どもが参加するイベントが増えるといい。
- ・地域によってはまだまだ「コミセンに子どもが来ると汚れる、うるさい」などの意見が出たり、児童館等の施設が古い、暗い、入りづらい、駐車場がないので行けないなど、市・地域が子どもの成長や子育て家庭に優しいと思えない現実がある。もっと市・区が前向きに取り組んでほしい。
- ・乳幼児、幼児に関わることを決めるときは、母親の意見を反映させてほしい。
- ・子育ての悩みや不安もあるので、出産後の保健師の訪問を増やすなどのサポートがほしい。（２件）
- ・保健所の健診時間が午後なので変えてほしい。
- ・子どもの医療費の対象拡大を。（１１件）
- ・待機児童の解消を（保育所の整備）。（６件）
- ・希望する保育園に入れるようにしてほしい。
- ・３歳未満児の保育料が高い。パート程度では預けられない。
- ・児童館の整備・改築・充実をしてほしい。（１０件）
- ・公園にガラスの破片などがあり危険であるためきれいにしてほしい。（１０件）
- ・公園の遊具の点検を頻繁にしてほしい。
- ・公園にいるホームレスを何とかしてほしい。
- ・子どもが巻き込まれる犯罪が多いので防犯対策を充実してほしい。（５件）
- ・地下鉄駅のバリアフリー化を進めてほしい。（３件）
- ・学校等、子どもが集まる場所にＡＥＤを設置し、緊急時に対応できる状態にしてほしい。
- ・堀川沿岸はとても安全な環境とはいえない場所が多く、市にお願いしてもなかなか改善されない。
- ・子どもに関する制度が分かりづらい、子育ての情報が入ってこないので広報の工夫を。（２件）
- ・男性が育児に参加しやすい環境整備を。（２件）
- ・市内では１９６０年代に始まる共同保育の活動、更に学童保育の活動があり、すでに大きな実績を築いてきている。その他にも文庫活動や最近ではプレーパークなど地域の親たちが取り組んでいる。こうした活動は、全国的にも、時には国際的にも注目されていることであるが、市は立ちおくれながら、トワイライトスクールなどで対抗的な施策を立てそれを過大視するばかりである。条例制定を通じて、市民つまり子どもの親たちの取り組みを支援する役割を大きく表明するべきではないか。親たちは、子どもに必要な事柄を知っているのであり、市は常に遅れて立ち上がっていることを知るべき。
- ・学童保育の月謝が高すぎる。（４件）
- ・学童保育の充実を。（４件）

- ・安全で充実した放課後の遊び場を保障されることは子どもの権利。権利の保障のためにも、学童保育の条件整備を。(2件)
- ・共働きの子どものトワイライトスクールでは居場所がない。(2件)

☆子どもの意見

- ・塾に行かなくてすむように、学校にいる時間を長くして欲しい。塾みたいに10時までとは言わないのでせめて5時くらいまでは、授業をやってほしいです。帰る時は危ないので、家が遠い人は車で迎えに来てもらいたい。
- ・最近、不審な人がいたりするので地域でもっと警備してほしい。そうすると子どもも安心して登下校できる。
- ・環境対策をいろいろやってほしい。
- ・運動場を森にしてほしい。給食をもっと美味しくしてほしい。プールではなく川に行ったり海にいきたい。
- ・学童保育をきれいにしてほしい。(6件)
- ・学童保育に学年ごとの部屋がほしい。(4件)
- ・学童保育の部屋を大きくしてほしい。(4件)
- ・戦争をやめてほしい、安全に生きたい、誘拐をやめてください、交通事故をなくしてほしい、不良を捕まえてほしい、有害な食べ物をなくしてください。
- ・戦争をしないでください、学校の先生がこわいです、勉強が難しく進みません。

（７）推進体制の整備（６件）

①子ども総合計画の策定と公表、評価（２件）

- ・計画の評価については、行政だけの「やりました」的なものになりがちなので「責務」をうたう以上、それぞれの主体者の責務がどのように果たされたのか、そして子どもも義務を果たしたかを明確にするべき。
- ・事業結果の評価をどのようにするのかを明らかにする必要がある。

②推進協議会の設置（２件）

- ・推進体制をつくることを高く評価する。しかし、各地の子ども条例の制定後を見ると、死文化する可能性を高くはらんでいる。死文化を避けるためには、最近よく活用されている第三者評価委員会がチェックできる体制を作られたい。
- ・推進協議会は一部の人だけではなく、多くの市民が言える場にしてほしい。

③拠点施設の設置（２件）

- ・市が、この条例のために新たに拠点施設を設置することに反対します。
- ・子ども・子育て支援センターは該当するのか。当該施設はきわめて小さな子ども向けの印象を受けます。青少年交流プラザ等も含め、施設のあり方について、子どもたち自身が運営参画できる施設となることを望む。

(8) その他 (51件：大人44件、子ども7件)

①条例の名称について (3件)

- ・「子どもの権利に関する条例」であることがわかるように「権利」ということばを入れることは必ずやってもらいたい
- ・「子どもの権利」をはっきりと打ち出すべきである。「子ども条例」のように、子どもの何について定めたものか分かりにくい名称はやめるべき。
- ・「名古屋子ども条例」は仮称であるが、これが一番わかりやすい名称と思われる。

②条例・検討骨子について (37件：大人30件、子ども7件)

- ・分かりやすく書かれており理解しやすい。
- ・全体によく考えられておりよい。(2件)
- ・本当に困っている人たちのサポートができる条例にしてほしい。
- ・大人の子ども観の変革を促すツールになる。また、子どもが大人になっていくなかで、他者の権利も大切にできる人となりうる大切な法律であること、日本社会のゆがんだ権利意識を正す機会であると感じた。
- ・条例の制定はとてもよい。子どもを取りまく環境の悪化や個々の家庭、地域の子育て力の低下を、市民と行政が一体となって取組、改善していく大きな柱になることに期待する。
- ・子どもの権利とその保障など大切なことがよく盛り込まれている。
- ・大人が子ども権利を意識することができるよい条例。(3件)
- ・市がこのような条例をつくることは喜ばしいこと。
- ・子どもは皆に守られ、大切にされて育ち、また大きくなったら自分より弱い立場の人を大切にできるようになってほしいと願っているので、このような条例ができることは素晴らしい。
- ・市民全体が関心をもち、今の環境づくりが子どもから子どもへと受け継がれる大切な「はじめの一步」になればよい。
- ・この取組はすばらしい。子どもの権利を条例で保障していることで、今、虐待やいじめにあっている子どもたちの何らかの救いにつながる。この条例の意義を大人が子どもに伝える事が重要。
- ・条例を根拠に実際の支援が広まり、名古屋がすべての子どもにやさしいまちになってほしい。
- ・大人として、この条例に書かれていることを念頭において子どもに接していくことは、とても良いこと。ただ、具体的に、何か1つ項目を取り上げて考えた時、それを実行するのは難しいことだと感じた。
- ・条例が現実に実行できればすばらしいが、実行するにはとても難しく思うので現場の立場に立って子ども達に何が大切で何が必要なのか考え、行動してほしい。
- ・子どもの育てやすい環境をつくってくださることを期待する。
- ・子どもが安心して暮らせる環境を条例に基づいて実現してほしい。
- ・検討骨子のとおり、計画・実行されればよい。(2件)
- ・子どもが安心して安全に生活できる環境をつくってほしい。(2件)
- ・もう少し具体的な案がほしい。(4件)
- ・名古屋らしさを出せないか。

- ・権利条例の指南書の存在は、親子のコミュニケーションを阻害するので撤回してほしい。
- ・子どもを守ることは大切であり、当然であるが、守りすぎると甘えが出てしまい、ニートを生み出すのではないか。

☆子どもの意見

- ・子ども達が安全で暮らせるように、大人たちが決まりをつくってくれて嬉しい。
- ・自分たちが安全でいられるように、いろいろな事を考えてくれてありがとうございます。これからもみんな、家族、地域の人たちが、安全で暮らせるように、これからも続けて欲しい。
- ・私たちを「守っていてくれるな」と実感した。子どもの個性を理解してこの条例を理解していただける大人たちであってほしい。私たちは学校の先生の影響は非常に大きい。先生もまわりの大人たちがこの条例を必要として理解していただきたい。
- ・ふりがながあり、図もあるので分かりやすい。たくさんの人の協力が得られるようにしないといけない。この条例がうまくいくように協力していきたい。
- ・いじめから守ってくれることや成長の場を提供してくれること、自立を支援してくれることなど、私たちを支える大切な条例だと思う。子ども向けの冊子なら、もう少し楽しい感じのものにして欲しい。
- ・子ども条例をつくらないといけない世の中になり非常に残念。本来は家庭や地域でごくあたり前の事だと思うが、現状では仕方がないと思う。
- ・一人でも公園や外で遊びに行けるように、もっと大人たちが見守ってほしい。そして安全な暮らしができるようにしてほしい。

③条例制定にあたり（１１件）

- ・子どもの意見を大人が最大限に配慮するべき。子どもが理解できる速さで条例制定を進めてほしい。
- ・市民の意見を反映した条例作りをしていることは敬意を表すが、以下の点を徹底されたい。①市ウェブサイトには見つけやすいところに配置②子どもの問題にかかわる民生委員児童委員、保護司等や公的機関（児童相談所、児童養護施設、保育所）の意見聴取③学童保育所やNPO等の意見聴取④市内の小中学校の生徒全員に配布し意見聴取
- ・子どもに意見を聞いた場合（アンケートなどでも）、大人は聞いたことに対してフィードバックする必要がある。
- ・子ども向けの冊子は子どもには分からない。大人が読んでちょうどよい。（２件）
- ・もっと子どもの声を反映した確かな条例を時間をかけてつくってほしい。
- ・子ども達の意見の中には我がままな意見もあるので、市や大人は子ども達の意見のなかで期待しているものを見極めることが大切。
- ・市民に分かりやすい言葉で書いてほしい。（２件）
- ・市民の意見を取り入れてほしい。区単位で子育て環境が違うので配慮を。
- ・子育てをするなら名古屋でといわれるような親しみやすい子ども条例の作成を是非お願いしたい。